

## 国と石綿関連企業に対する要望

今般のクボタ（社）を筆頭として多くの石綿関連企業において、永年にわたり多くの中皮腫等の患者と犠牲者がでていたとの報道は、ようやく事実が公表されたことを評価すると共に、中皮腫・石綿肺癌・良性石綿胸水などに苦しまされている患者と家族の会として、新たな第一歩が始まったと考えます。

労働災害としての補償を被災者本人が諦めることがないよう、そして環境や家族曝露の方達が救済される制度の整備に向けて、私達はこれからも諸団体と協力して、歩んで参ります。

すべての被災者のご家族に謹んで哀悼の意を表します。

1. 小泉首相、環境大臣、厚生労働大臣は、是非、中皮腫や石綿肺癌の、患者や家族と直接お会いくださり、その声を聞いて頂く場を造って下さい。
2. 国と石綿関連企業は、石綿に関する情報を公開して下さい。

この間の石綿関連疾患の公表の流れを更に徹底させ、関連する下請会社や工場を含めた石綿関連疾患の情報を、是非公表してください。石綿製造業だけでなく、全石綿関連企業は当然ですが、最も多くの情報をご存じの国が所有している石綿関連の情報開示が必要です。

3. 国は、石綿関連疾患の診断と治療に、全力をあげて取り組んで下さい。

悪性中皮腫や石綿肺癌に関する診断と治療の進歩が、切実に望まれています。ベメトレキセド（アリムタ）の治験が始まったばかりですが、治験の期間の短縮を図り一日でも早い承認を望みます。また診断と治療を促進する研究体製造りを早急に行ってください。労災の認定にあたっては、職業での曝露歴と中皮腫の診断があれば、認定を速やかにおこなうよう是非お願い致します。

各方面の努力にかかわらず大変残念な事ですが、悪性中皮腫患者の予後を画期的に改善する治療法が、現在は少ないのが実情です。患者さんと家族にとって、外来入院含めたケアの体制に関する研究が重要な時期が続きます。当事者団体・NPOを含めた、ケアに関する研究班を是非設置して下さい。

4. 環境曝露と家族曝露の方の調査を行い、救済する制度を作ってください。

環境曝露や家族曝露は、国が調査を十分してこなかった課題です。早急に調査を行い、石綿関連疾患を公害の一つとして認定し、医療費や休業補償や遺族補償の制度を作ってください。

5. 報道で、事実関係を知った日からの時効として下さい。

今回の報道で、アスベストと中皮腫の関係、補償制度を始めて知った方からの相談が寄せられています。永眠から労災保険では5年間、法律上10年間とされていますが、事実を知った日からの時効とした対応や法的処置で、是非多くの方を救済して下さい。

2005年7月14日

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5階

電話番号：0120-117-554

FAX：03-3637-5052

[info@chuuhishu-family.net](mailto:info@chuuhishu-family.net)